

令和4年4月8日

保護者の皆様へ

湯浅町教育委員会

新型コロナウイルス感染症に関するお願い

保護者の皆様におかれましては、日頃より、本町の教育行政にご理解・ご協力をいただき、誠にありがとうございます。新年度となり町内小中学校でも1学期がはじまります。

さて、新型コロナウイルス感染症に関して、全国的にも新規感染者が増加し、児童生徒等の割合についても高い水準となっています。このような状況を踏まえ、町内小中学校においても引き続き、保護者の皆様のご協力を得ながら感染拡大の防止に努めるとともに、保健所等と連携しながら対応してまいりたいと考えています。

つきましては、以下のような基準により対応いただきますよう、ご理解とご協力をお願いいたします。

記

	基準	出席停止等期間
①	陽性と判明した場合	<u>治癒するまで</u>
②	濃厚接触者と判断された場合	<u>感染者との最終接触日を0日として7日間</u> ※保健所から指示された期間
③	PCR検査を受ける場合 (上記②の場合を除く)	<u>検査結果が判明するまでの期間</u>
④	同居家族がPCR検査を受ける場合	<u>検査結果が判明するまでの期間</u>
⑤	発熱、咳、咽頭痛、息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、頭痛、下痢、嗅覚・味覚異常などの症状がある場合	<u>症状が改善するまでの期間</u> ※速やかに医療機関の受診をお願いします。 指示内容等お知らせください。
⑥	同居家族に上記⑤の症状がある場合	<u>症状が改善するまでの期間</u> ※速やかに医療機関の受診をお願いします。
⑦	新型コロナウイルスワクチンを接種するために学校を休む場合	<u>接種日当日</u>
⑧	新型コロナウイルスワクチンを接種後、副反応が出て、学校を休む場合	<u>症状が改善するまでの期間</u>
⑨	その他、校長が出席停止等を必要と認める場合	<u>校長が必要と認める期間</u>

*裏面の臨時休業の目安もご確認下さい。

○ 臨時休業の目安（オミクロン株対応版）について

湯浅町において学校で感染者が発生した場合、文部科学省より「学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応ガイドライン（オミクロン株に対応した運用にあたって更新）」をもとに保健所の調査や学校医の助言等を踏まえ、学校の全部または一部の臨時休業を行います。

【学級閉鎖】

○以下のいずれかの状況に該当し、学級内で感染が広がっている可能性が高い場合、学級閉鎖を実施する。

- ①同一の学級において複数の児童生徒等の感染が判明した場合
- ②感染が確認された者が1名であっても、周囲に未診断の風邪等の症状を有する者が複数いる場合
- ③1名の感染者が判明し、複数の濃厚接触者が存在する場合
(※感染者が発生したが、学校内で感染が広がる恐れがない場合は臨時休業としない。)
- ④その他、設置者で必要と判断した場合

○学級閉鎖の期間としては、感染の把握状況、感染の拡大状況、児童生徒等への影響等を踏まえて判断する。

【学年閉鎖】

○複数の学級を閉鎖するなど、学年内で感染が広がっている可能性が高い場合、学年閉鎖を実施する。

【学校全体の臨時休業】

○複数の学年を閉鎖するなど、学校内で感染が広がっている可能性が高い場合、学校全体の臨時休業を実施する。

※濃厚接触者等の特定及びその検査結果が判明し、全体像を把握するため、当該学校の一部または全部を臨時休業する場合もある。